

倉敷市告示第22号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び倉敷市市税条例（昭和42年倉敷市条例第161号）第7条第1項の規定により、地方税法及び倉敷市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについて、その期限を別途市長が告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月18日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

指定地域

富山県、石川県